

岩手県告示第630号

平成28年6月24日付け岩手県報第11590号掲載保安林の指定施業要件の変更予定（平成28年岩手県告示第574号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成28年7月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 大船渡市猪川町字今出26の1、34の2、34の3、35の1から35の3まで、35の18

(2) 所在が不明である通知の相手方 伊藤保、桂木敏、桂木仁兵衛、金野金治、金野三藏、金野留吉、今野寅吉、今野友治、佐々木小平、佐々木松五郎、鈴木幸太郎、田村正一、田村種三、田村鳥藏、田村彌太郎、千葉源十郎、千葉退助、千葉常作、千葉富藏、千葉養吉、朴沢辰藏、朴沢留五郎、中村吉藏、横沢駒藏

2 通知の内容を掲示した場所 大船渡市役所